

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２－２－３ 弊害防止措置関係</p> <p>法第 45 条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 45 条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 11 条の 3 に基づく審査に当たっての留意事項</p> <p>法第 45 条ただし書の承認における行為規制等府令第 11 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準の審査に当たっては、同令第 11 条の 2 第 3 項各号に掲げる内部管理に関する業務ごとに、下記の点に留意して行うものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>Ⅲ－２－２－３ 弊害防止措置関係</p> <p>法第 45 条ただし書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第 45 条ただし書の承認における証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 11 条の 3 に基づく審査に当たっての留意事項</p> <p>法第 45 条ただし書の承認における行為規制等府令第 11 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準の審査に当たっては、同令第 11 条の 2 第 3 項各号に掲げる内部管理に関する業務ごとに、下記の点に留意して行うものとする。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務</u></p> <p>イ. <u>電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること</u></p> <p>a <u>証券会社等それぞれにおける電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を担当する部門（以下、「システム保守管理部門」という。）について、証券会社等の業務規模等から当該</u></p>

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑦ 内部管理に関する業務を行う各部門</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立して</p>	<p><u>業務が適切に実行されると認められること。</u></p> <p>b <u>当該システム保守管理部門はそれぞれ、証券会社等において個別にその状況を的確に把握することが可能であるとともに、Ⅱ－三－九に基づく態勢が整備されていると認められること。</u></p> <p>c <u>証券会社等の一の法人における当該電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務の従業員が他の証券会社等の当該業務の従業員を兼職している場合においても、当該業務の責任者は当該業務の責任者として相応しい者が証券会社等それぞれにおいて独立して常務すること。</u></p> <p>d <u>監督当局による証券会社等それぞれに対する検査及び報告徴求等への的確な対応に支障を生じさせないと認められること。</u></p> <p>ロ <u>電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任体制を明確化する規定を含むものに限る。）が整備されていること</u></p> <p><u>上記イの内容及び電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務の手続に関する社内規則が具体的かつ明確に規定され、かつ、当該業務が公正かつ的確に行われるための責任体制が明確に規定されているかどうか審査するものとする。</u></p> <p>⑧ 内部管理に関する業務を行う各部門</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 内部管理に関する業務に従事する者が営業部門から独立して</p>

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>いること a～f (略) (新規)</p> <p><u>g</u> (略)</p> <p>⑧ ①から⑦に掲げる事項を審査するに当たっての留意事項 イ. 内部管理に関する業務の責任者(①イg、②イc、③イc、④イc、⑤イc及び⑥イeの責任者をいう。)の独立性を審査する際には、証券会社等の一の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)が他の証券会社等の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)に対して具体的業務についての指揮命令権(法令等違反又は事前に策定されている明確な社内規則の違反の可能性のある取引、及び、リスク管理上重大な問題となる可能性がある取引の実行等に対する拒否権は除く。)を有している場合には、当該他の責任者の独立性は損なわれていることに留意すること。</p> <p>ロ. ～ニ. (略)</p> <p>ホ. 法第59条に規定する持株会社又は銀行持株会社について内部管理に関する業務を行うにあたり、法第45条ただし書の承認申請があった場合には、<u>当該持株会社</u>の子会社であって、当該申</p>	<p>いること a～f (略)</p> <p><u>g</u> <u>電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務に従事する者が営業部門から影響を受けることなく独自に電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務を的確に遂行する権限を有していること。</u></p> <p><u>h</u> (略)</p> <p>⑨ ①から⑦に掲げる事項を審査するに当たっての留意事項 イ. 内部管理に関する業務の責任者(①イg、②イc、③イc、④イc、⑤イc、⑥イe及び⑦イcの責任者をいう。)の独立性を審査する際には、証券会社等の一の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)が他の証券会社等の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)に対して具体的業務についての指揮命令権(法令等違反又は事前に策定されている明確な社内規則の違反の可能性のある取引、及び、リスク管理上重大な問題となる可能性がある取引の実行等に対する拒否権は除く。)を有している場合には、当該他の責任者の独立性は損なわれていることに留意すること。</p> <p>ロ. ～ニ. (略)</p> <p>ホ. 法第59条に規定する持株会社、<u>法第59条に規定する持株会社に該当しない証券会社の親法人等であって当該証券会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う会社(銀行、協同組織金融</u></p>

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>請の対象外となっている子会社がある場合には、証券会社等から入手した非公開情報の持株会社からの当該子会社への漏洩防止措置についても厳格に審査するものとする。</p> <p>へ. (略)</p> <p>ト. 内部管理に関する業務について、証券会社より法第 34 条第 4 項に基づきその他業務の承認申請があった場合において、当該業務の兼業に伴い行為規制等府令第 12 条第 7 号又は第 8 号に該当する行為が行なわれる場合には、同条第 7 号又は第 8 号に抵触するため、同業務は「公益に反する」と認められることから、法第 34 条第 5 項の規定により、兼業の承認を行わないことに留意する。なお、内部管理に関する業務について法第 45 条の適用除外の承認と法第 34 条第 4 項によるその他業務の承認とはⅢ－2－2－3(2)に規定する基本理念の趣旨から両立しないことに留意する。</p> <p>チ～ル. (略)</p> <p>(4) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 9 号の解釈等について 証券会社とその親銀行等又は子銀行等とともに個人である顧客を</p>	<p><u>機関、証券取引法施行令第 1 条の 9 に規定する金融機関及び証券会社（外国証券会社を含む。）を除く。）又は銀行持株会社</u>について内部管理に関する業務を行うにあたり、法第 45 条ただし書の承認申請があった場合には、<u>当該持株会社等</u>の子会社であって、当該申請の対象外となっている子会社がある場合には、証券会社等から入手した非公開情報の<u>当該持株会社等</u>からの当該子会社への漏洩防止措置についても厳格に審査するものとする。</p> <p>へ. (略)</p> <p>ト. 内部管理に関する業務について、証券会社より法第 34 条第 4 項に基づきその他業務の承認申請があった場合において、当該業務の兼業に伴い行為規制等府令第 12 条第 7 号に該当する行為が行なわれる場合には、同条第 7 号に抵触するため、同業務は「公益に反する」と認められることから、法第 34 条第 5 項の規定により、兼業の承認を行わないことに留意する。なお、内部管理に関する業務について法第 45 条の適用除外の承認と法第 34 条第 4 項によるその他業務の承認とはⅢ－2－2－3(2)に規定する基本理念の趣旨から両立しないことに留意する。</p> <p>チ～ル. (略)</p> <p>(4) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 12 条第 8 号の解釈等について 証券会社とその親銀行等又は子銀行等とともに個人である顧客を</p>

証券会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>訪問する際には、営業に先立ち、顧客に対して以下の趣旨を記述した書面を提示の上、十分な説明を行わない場合には、行為規制等府令第12条第9号の規定に該当するおそれがある。</p> <p>① 当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等とは別法人であること。</p> <p>② 当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務はその親銀行等又は子銀行等が提供しているものではないこと。</p> <p>③ 当該親銀行等又は子銀行等は、特に、顧客の要請がなく、かつ、自己の業務の遂行に必要な場合において、証券会社の取り扱う商品若しくは役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその商品若しくは役務の信用度若しくは利点を強調すること等によって、証券会社の顧客との間の契約の成立を補助するときは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがあるので、これを行うことはできないこと。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>訪問する際には、営業に先立ち、顧客に対して以下の趣旨を記述した書面を提示の上、十分な説明を行わない場合には、行為規制等府令第12条第8号の規定に該当するおそれがある。</p> <p>① 当該証券会社とその親銀行等又は子銀行等とは別法人であること。</p> <p>② 当該証券会社が提供する証券業に係る商品や役務はその親銀行等又は子銀行等が提供しているものではないこと。</p> <p>③ 当該親銀行等又は子銀行等は、特に、顧客の要請がなく、かつ、自己の業務の遂行に必要な場合において、証券会社の取り扱う商品若しくは役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその商品若しくは役務の信用度若しくは利点を強調すること等によって、証券会社の顧客との間の契約の成立を補助するときは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがあるので、これを行うことはできないこと。</p> <p>(5) (略)</p>